

三重県競技力向上対策本部事業に係る補助対象経費の基準等

1 補助基準

(1) 旅費

科 目	区 分	基 準
旅 費	指 導 者 (県外指導者含む)	(ア) 交通費 : 実費 実費 (イ) 宿泊費 : (上限額については別表1宿泊費基準額参照) ※1名1泊で上限額には宿泊税及び入湯税を含む。
	選 手	
	招聘指導者	(ウ) 宿泊手当 : 定額/国内 : 2,400円 ※別表2 ただし、宿泊に夕朝食代が付いている場合は減額する。 (支給例については次ページの旅費支給例参照)

(ア) 交通費

- ① 県の旅費規定により算定した金額
- ② 交通費は起点（勤務地・自宅・学校）から終点（会場又は宿泊地）までとする。なお、会場地と宿泊地が隔たっている場合は、会場地から宿泊地までの旅費も計上することができる。
- ③ 公共交通機関の規定料金（最も経済的で、一般的な経路・方法により計算）
- ④ 自家用車利用の場合は、1kmにつき23円を補助（kmの小数点以下は切り捨て）
- ⑤ 高速料金は領収書又はETC利用明細を添付のうえ請求する。
- ⑥ 下記の2点については、事前に交付申請先の承認のうえ、使用可とする。
 - ・50km未満の特急区間利用（報告時、特急券、領収書等を提出すること）
 - ・タクシーの利用（会場への公共交通機関が存在しない場合等）
- ⑦ 鉄道で、四日市市以北の地域からJR東海道本線沿線以北（大津市、京都市、亀岡市など）及び大阪市以西の地域へ出張する場合は、名古屋経由の新幹線を利用する経路によることができ、その鉄道賃が支給される。なお、前述の地域から出張する場合であっても、実際、近鉄大阪線（中川経由）を利用した場合は、その額で支給となる。

(イ) 宿泊費

- ① 宿泊費は実費額とし、領収書を添付する。上限額については、県の旅費規定に準拠し、別表1とする。（上限額には、宿泊税及び入湯税を含む）
- ② 大会等への参加条件として宿泊斡旋事業所を経由する必要がある場合は、その斡旋事業所の価格を上限額とする。なお、この場合、宿泊斡旋を経由する必要があることのわかる書類と斡旋宿泊価格の記載された資料を添付すること。

(ウ) 宿泊手当

宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含みます）に充てるための費用として、県の旅費規定に準拠し、別表2を定額で支給する。
ただし、宿泊費に夕朝食代が含まれる場合であって、その金額が明確ではない場合は宿泊手当を減額する。

(2) 消耗品費等

強化合宿、遠征等の強化活動に係る消耗品等

(3) 消耗品費等の補助対象経費の範囲

別表3「消耗品費等の補助対象経費の内訳表」のとおり

2 宿泊費の補助における事業報告

- ※ 宿泊の場合、補助事業者(交付決定先)あての「領収書」の原本(但し書きに、「宿泊日・泊数、宿泊人数、夕食・朝食の有無」が記載されたもの、又は、宿泊内容が記された明細書が添付されたもの。)を事業報告書に証憑書類として提出すること。
- ※ 海外旅費(交通費・宿泊費・宿泊手当)については、三重県職員旅費規程により算定した金額とするが、詳細は、県競技担当者又は県スポーツ協担当者へ問い合わせること。

三重県競技力向上対策本部事業に係る補助対象経費の基準等

別表1

宿泊費基準額(一夜につき)										
東北	1 北海道	13,000 円	北信越	16 新潟県	16,000 円	中国	31 鳥取県	8,000 円		
	2 青森県	11,000 円		17 富山県	11,000 円		32 島根県	9,000 円		
	3 岩手県	9,000 円		18 石川県	9,000 円		33 岡山県	10,000 円		
	4 宮城県	10,000 円		19 福井県	10,000 円		34 広島県	13,000 円		
	5 秋田県	11,000 円		20 長野県	11,000 円		35 山口県	8,000 円		
	6 山形県	10,000 円	東海	21 岐阜県	13,000 円	四国	36 徳島県	10,000 円		
	7 福島県	8,000 円		22 静岡県	9,000 円		37 香川県	15,000 円		
	8 茨城県	11,000 円		23 愛知県	11,000 円		38 愛媛県	10,000 円		
	9 栃木県	10,000 円		24 三重県	9,000 円		39 高知県	11,000 円		
関東	10 群馬県	10,000 円	近畿	25 滋賀県	11,000 円	九州	40 福岡県	18,000 円		
	11 埼玉県	19,000 円		26 京都府	19,000 円		41 佐賀県	11,000 円		
	12 千葉県	17,000 円		27 大阪府	13,000 円		42 長崎県	11,000 円		
	13 東京都	19,000 円		28 兵庫県	12,000 円		43 熊本県	14,000 円		
	14 神奈川県	16,000 円		29 奈良県	11,000 円		44 大分県	11,000 円		
	15 山梨県	12,000 円		30 和歌山県	11,000 円		45 宮崎県	12,000 円		
	海外別途基準…お問い合わせください						46 鹿児島県	12,000 円		
							47 沖縄県	11,000 円		

別表2

区分	宿泊手当 (一夜につき)
日本国内	2,400 円
海外	国によって異なる

…お問い合わせください

※宿泊費に夕朝食代相当額が含まれる場合の宿泊手当

- ①夕朝食代相当額が区別できない
 - ⇒夕朝食代相当額を含めて宿泊費を支給、宿泊手当は減額
- ②夕朝食代相当額が区分できる
 - ⇒夕朝食代相当額を除き宿泊費を支給、宿泊手当は満額支給

【宿泊費・宿泊手当支給例】

東京都(宿泊費基準額:19,000円)での宿泊

<領収書の内訳>

領収書 の金額	内 夕食代	内 朝食代
30,000 円	込	込
18,000 円	—	込
17,000 円	—	2,000 円
22,000 円	—	2,000 円



<支給額>

宿泊費	宿泊手当	支給額	
19,000 円	800 円	19,800 円	宿泊費:上限額 宿泊手当:1/3
18,000 円	1,600 円	19,600 円	宿泊費:提出額 宿泊手当:2/3
15,000 円	2,400 円	17,400 円	宿泊費:朝食代抜き額 宿泊手当:満額
19,000 円	2,400 円	21,400 円	宿泊費:上限額 宿泊手当:満額

注意点

- ・宿泊費は実費支給のため、事業報告時に支払いを証明する証憑書類(領収書等)の提出が必須となります。(朝食・夕食代の領収書は、提出不要)
- ・実家、知人宅等の宿泊は、宿泊手当を支給しません。
- ・宿泊費と認められない施設(インターネットカフェ等)の利用料金は、宿泊費として認められません。
- ・宿泊の場合、補助事業者(交付決定先)あての「領収書」の原本(但し書きに、「宿泊日・泊数、宿泊人数、夕食・朝食の有無」が記載されたもの、又は、宿泊内容が記載された明細書が添付されたもの。)を事業報告書に証憑書類として提出すること。
- ・QUOカード付プラン等は、利用しないようにしてください。利用が確認した場合、対象額を減額します。
- ・朝食が無料で提供される宿泊施設を利用する場合、食事提供に係る経費は宿泊代金に反映されていると想定されますので宿泊手当を減額されます。そのため、競技団体において確認のうえご提出ください。

三重県競技力向上対策本部事業に係る補助対象経費の基準等

別表3

消耗品費等の補助対象経費の内訳表

支出科目	摘要	
消耗品費 ※取得価格が1品あたり5万円未満のもの	対象経費	競技用具、ビブス・ゼッケン
		DVD、フラッシュメモリーなど記憶媒体
		医療・医薬品（コールドスプレー、湿布、テーピング、テープ）・感染対策用品（アルコール消毒液・抗原検査キット・PCR検査キット）
		熱中症予防のための水、ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク（粉末タイプも含む）
		競技力向上のためのプロテイン・疲労回復を促進するアミノ酸等のサプリメント
	対象外経費	（注）消耗品費とは、強化練習・強化合宿等において、物品を購入することにより競技力の向上が合理的・医科学的に説明ができるものであり、競技団体が保有及び管理し、個人の専用物品とならないものとする。
燃料費	〔対象外と処理した事例〕 ○消耗品購入時に店舗で購入したレジ袋代 ○合宿中における昼食代 ○事業計画に記載されていない備品的性質のある商品	
	遠征等による車使用に伴うガソリン代・合宿及び強化練習に必要な燃料費（例：救助艇の燃料代）	
使用料及び賃借料		グラウンド・体育館等の会場使用料・施設利用料、合宿先・宿泊施設に係る寝具（ふとん等）賃借料、合宿及び強化練習に必要な機材のレンタル料 ※ETC（高速・有料道路利用料）、遠征等の借り上げバス費用、レンタカー代（ガソリン代含む）、有料駐車場利用料は、「旅費」により支出
委託料		トレーナー・講師等派遣を業者発注したことによる経費 ※トレーナー・講師等個人に対してその報酬及び旅費を直接支払う場合は、「報償費」による支出とする。
負担金		大会参加料及びエントリー代（ただし、ブロック国スポ参加費やブロック大会参加に伴う競技団体登録料を除く）、強化対象選手のコンディショニング費用（ただし、保険適用治療分は対象外経費とする。）、医療機関等でのPCR及び抗原検査費用
通信運搬費	合宿・大会等に伴う競技器具輸送費	
その他	感染症（コロナウイルス・インフルエンザ等）によるキャンセル料について は、補助対象経費として計上可能です。ただし、感染症によるキャンセルを証明する書類〔感染症の検査結果等〕の提出が必要です。 上記以外に、三重県競技力向上対策本部事務局が事業の実施に必要と認めた経費（事業計画書に記載されている物に限る）	
その他対象外経費	※振込手数料や代引手数料 ※消耗品等の購入に伴う送料 ※大会参加や合宿に伴う選手等の傷害保険料	

※こちらの記載はあくまで一例です。対象経費として判断が難しい場合は、県スポ協事務局又は競技力向上対策本部事務局へお問い合わせください。